

美基LPS-V00001  
令和 6年 4月 1日 作成

## 現地外注整備共通仕様書

航空自衛隊美保

美保基地仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書	美基LPS-V00001
		承認年月日 令和 6年 4月 1日
		作成年月日 令和 6年 4月 1日
		改正年月日 令和 年 月 日
		改正年月日 令和 年 月 日
作成部隊名	第3輸送航空隊 修理隊	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

- この仕様書は、美保基地司令が行う車両等の外注整備について、契約相手方が実施する一般共通事項について規定する。
- この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

#### 1.2.1 個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

#### 1.2.2 車両等

J. T. O. 00-10-9の第1-1表に示す車両

#### 1.2.3 道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下、“車両法”という。）の規定が適用される車両等

#### 1.2.4 道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、“訓令”という。）の適用を受ける車両等

#### 1.2.5 走行器材類

道路運送車両法適用車両（以下、“適用車両”という。）及び道路運送車両法適用除外車両（以下、“適用除外車両”という。）以外の車両等

品 名	現地外注整備共通仕様書
-----	-------------

### 1.2.6 修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が**航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）**の規定を超える場合又は修理ができない場合

### 1.2.7 監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認すること。

### 1.2.8 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うこと。

### 1.2.9 定期点検

**車両法第48条**に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検整備に関する手引に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

#### 1.2.10 I検査

I検査とは、適用除外車両及び走行器材類を**航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）**（以下、“**整備基準**”という。）及び**車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）**（以下、“**検査要項**”という。）の定期検査手順に基づき“**I**”の項目について行う点検

#### 1.2.11 M検査

M検査とは、適用除外車両及び走行器材類を**整備基準**及び**検査要項**の定期検査手順に基づき“**M**”の項目について行う点検

#### 1.2.12 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

#### 1.2.13 優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

#### 1.2.14 FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車振興会連合会（以下、“**整備振興会**”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

#### 1.2.15 自動車整備標準作業点数表

自動車整備作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

関係者以外不許複製

品 名	現地外注整備共通仕様書
-----	-------------

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.3.1 引用文書

##### a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（昭和26年運輸省令告示第123号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

##### b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

#### 1.3.2 関連文書

##### a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

##### b) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

- b) 契約相手方は、**車両法第78条**に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

### 2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

関係者以外不許複製

品 名	現地外注整備共通仕様書
-----	-------------

### 2.2.1 定期点検

定期点検は、**車両法第48条**に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。

なお、定期点検の結果、**道路運送車両法の保安基準**に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 **b)**及び **c)**の作業を実施するものとする。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

### 2.2.2 定期検査

I検査又はM検査を次の工程に従い実施する。

なお、定期検査の結果、**訓令**の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 **b)**及び **c)**の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

### 2.2.3 計画外整備

修理等明細書（別紙様式第1）（以下、修理等明細書という。）又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

## 2.3 作業内容

この仕様書の 2.2 項に示す各工程の作業は、修理等明細書又は個別仕様書で規定するほか、次により実施しなければならない。

### 2.3.1 定期点検

**自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引**に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を**自動車点検基準**に定められた点検整備記録簿に記録する。

### 2.3.2 定期検査

I検査又はM検査について、**検査要項**の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する**個別TO等**に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を車両等作業用紙（一般車両）（別紙様式第2）または、車両等作業用紙（施設、荷役用、その他の車両）（別紙様式第3）に記録する。

品名	現地外注整備共通仕様書
----	-------------

### 2.3.3 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は、個別仕様書に引用する**個別ＴＯ等**に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定し、結果を修理等明細書に記録する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

### 2.3.4 修理等

この仕様書の**2.3.3**項で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 **2.3.3**項で交換を要すると判定された部品等を**2.4**項により交換し、次の書類に記録する。
  - 1) 官給品の場合は、官給材料等使用明細書（別紙様式第4）
  - 2) 交換部品返納の場合は、返品書（別紙様式第5）
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 **2.3.3**項で使用可能品と判定されたもの又は**2.3.4**項の a)及び b)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油脂する。

### 2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、修理等明細書又は個別仕様書で指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（**J. T. O. 36-1-3**）（以下、塗装及び標識という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

### 2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官等に申し出し、指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、修理等明細書又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

品名	現地外注整備共通仕様書
----	-------------

## 2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、修理等明細書又は個別仕様書で規定したものを除き契約相手において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品及び優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

## 2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、次による。

- a) 適用車両は、**道路運送車両法の保安基準**に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、**訓令**の保安基準及び個別仕様書に引用されている**個別T O等**に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている**個別T O等**に適合しなければならない。

## 3 品質保証等

### 3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、**2.3**項により作成した結果等を品質保証資料として、納入後2年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

### 3.2 保証

- a) 物品の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

### 3.3 監督・検査

- a) 監督は、品質保証資料及び修理等明細書により実施するものとし、資料監督方式により監督実施記録に記録する。ただし、監督官が必要と判断した場合においては、直接監督を実施する。
- b) 検査は、契約相手方の提出する品質保証資料及び目視点検、作動点検を実施し、当該契約の要求事項に適合していることを確認して合格とする。

## 4 各種感染症対策

契約相手方は、官側の指示に従い感染症対策を行い感染防止に万全を期す。

品 名	現地外注整備共通仕様書
-----	-------------

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等作業用紙又は自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) 修理等明細書
- c) 返品書
- d) 官給材料等使用明細書
- e) その他監督官及び契約担当官の指示するもの。

### 5.2 官給品

官給品は、グリス及びブレーキ液並びに契約担当官の指定する品目とする。官給品は原則として官給を受けなければならない。

### 5.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、修理等明細書又は個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

### 5.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

### 5.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

### 5.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、個別仕様書で規定するほか、契約担当官の指示による。

- a) 契約相手方の事業場と基地等間の**輸送**は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。
- b) 官給品の請求手続きについては、5.2項により実施する。また、官給品に不具合があった場合は、直ちに使用を中止し契約担当官に申し出るものとする。
- c) 交換した旧部品の返納は、返品書に必要事項を記入し、清掃等所要の処置を実施後、車種毎にまとめて梱包し、車番等を記入し完成車両の納入時に返品する。
- d) 契約相手方から、部品請求等のためTO等の借用依頼があった場合には、所要の手続を経てTO等を貸し出すことができるものとする。

品 名	現地外注整備共通仕様書
-----	-------------

### 5.7 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

### 5.8 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官と協議する。



車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																																				
車種	検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換 : ※印	✓	良好	T	締付																																	
自動車番号	所属部隊			×	調整	C	清掃																																	
開始日付	完了日付			×	取替	L	給油																																	
				×	修理																																			
				分解したら記号を○で囲む																																				
				記				記																																
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																																				
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																																				
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																																				
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																																				
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																																				
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																																				
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																																				
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																				
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																																				
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																																				
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																																				
				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																																				
<b>II. 制動装置</b>				3. コイル・スプリングの損傷																																				
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																				
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																																				
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																																				
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																																				
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. エア・サスペンションのエア漏れ																																				
6. リザーバ・タンクの液量 ※				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																																				
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																																				
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																																				
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																																				
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				<b>V. 動力伝達装置</b>																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間								
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																											
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																											
				(1) クラッチ・ペダルの遊び																																				
				(2) レリーズ・フォークの先端の遊び																																				
				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																																				
				(4) プッシュロッド寸法等																																				
11. ブレーキ・チャンバの機能				2. クラッチの作用																																				
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				3. クラッチ液の量																																				
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																																				
14. ブレーキ倍力装置の機能				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																																				
15. ブレーキ・カムの摩耗				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																																				
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																																				
17. ブレーキ・シュアの摺動部分及びライニングの摩耗				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																																				
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				(1) スプライン部の摩耗によるがた																																				
19. バック・プレートの状態				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																																				
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																																				
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	<b>VI. 電気装置</b>								
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																											
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																											
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				1. スパーク・プラグの状態																																				
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				2. 点火時期																																				
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. ディストリビュータのキャップの状態																																				
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																																				
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																																				
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				<b>VII. 原動機</b>																																				
<b>III. 走行装置</b>				1. 低速と加速の状態																																				
1. タイヤの状態 ※				2. 排気の状態																																				
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙																												
CO		HC		黒煙																																				
(2) タイヤの亀裂、損傷																																								
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																																								
*タイヤの溝の深さ				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量								
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																											
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																											
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																																				
				6. エンジン・オイルの漏れ																																				

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施設装置の作用		
<b>Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
<b>Ⅸ. 附属装置等</b>			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーン的作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備部隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込みの理由				
整備員		検査員	整備幹部	整備部隊等の長

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）				整備作業チェック記号																															
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓	良好	T	締付																												
自動車番号		所属部隊	管理換：※印	×	調整	C	清掃																												
開始日付		完了日付		××	取替	L	給油																												
				×××	修理	分解したら記号を○で囲む																													
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																												
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																															
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																															
				(4) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部																															
<b>II. 制動装置</b>				3. コイル・スプリングの損傷																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																															
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				9. ショック・アブゾーバの油漏れ及び損傷 ※																															
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				<b>V. 動力伝達装置</b>																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
11. ブレーキ・チャンバの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リリーズ・フォークの先端の遊び																															
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																															
14. ブレーキ倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等																															
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																															
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																															
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	(1) スプライン部の摩耗によるがた			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				<b>VI. 電気装置</b>																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																															
				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																															
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																															
<b>III. 走行装置</b>				<b>VII. 原動機</b>																															
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																															
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）				2. 排気の状態																															
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙																									
CO	HC	黒煙																																	
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																															
*タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
				6. エンジン・オイルの漏れ																															

7. 燃料漏れ	※				X. 施設、荷役、その他の車両等
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※				1. キャリッジ
9. 冷却水漏れ	※				2. 操作レバー・リフト、チルト
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					3. チェーンリフト、ドライブ
1. メターリング・バルブの状態					4. ケーブルウインチ、ホイスト
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					5. シリンダーリフト、チルト
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷					6. 油圧ポンプ
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					7. 一般漏えい油、水、空気
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷					8. 旋回機構
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷					9. マスト本体、ブーム
7. 二次空気供給装置の機能					10. 安全クラッチ、減速機構
8. 排気ガス再循環装置の機能					11. ドラム
9. 減速時排気ガス減少装置の機能					12. 昇降機構
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態					13. コミュテータ、ブラシ
IX. 附属装置等					14. コントローラ
1. ホーンの作用	※				15. パワー・テーク・オフ
2. ワイパー及びビウインド・ウォッシャの作用	※				16. 索導器
3. デフロスタの作用					17. クレーン・アタッチメント
4. 施錠装置の作用					18. キャタピラ
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷					19. 排土板、スクレーパ
6. マフラの機能					20. フィフス・ホイール
7. 火花防止装置の状態					21. 補助脚
8. エア・タンクの凝水					22. キング・ピン摩耗、破損、カップラ結合箇所
9. エア・コンプレッサの機能					XI. かく座機収容器材、100t オールテレーンクレーン
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能					1. 線向装置
11. 非常口の扉の機能					2. 線向アライメント
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※				3. クレーン・エンジン
13. 連結装置のカプラの機能と損傷					4. クレーン電気系統
14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷					5. 補助脚
15. シート・ベルトの状態					6. 通話装置
16. 開扉発車防止装置の機能					
17. シャン各部の給油脂状態	※				
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備部隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月				次回定期検査合格見込み	× 不合格
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備部隊等の長印



